

保保発 1006 第 3 号
令和 5 年 10 月 6 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

第 2 期データヘルス計画の期末評価の報告について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条に基づき保険者が行う保健事業においては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 308 号。以下「保健事業実施指針」という。）第四に基づき、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の策定、実施及び評価を行うこととし、「第 2 期データヘルス計画の策定に当たっての留意事項等について」（平成 29 年 9 月 27 日付保保発 0927 第 3 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「課長通知」という。）により、第 2 期データヘルス計画の期間を平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で一期として貴職あてにお示したところである。

今般、令和 5 年度における第 2 期データヘルス計画の期末評価の報告にあたり、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

- 第 2 期データヘルス計画の期末評価の作成・提出

第 2 期データヘルス計画の期末評価については、令和 4 年度までの事業結果を以て、令和 6 年 3 月末までに作成し、データヘルス・ポータルサイト（※）にて入力を行うこと。

なお、作成した期末評価については、今後、令和 5 年度の決算状況や事業結果を踏まえて見直しが必要となることから、別途修正期間を設ける。詳細はデータヘルス・ポータルサイト（※）を通じて連絡を行う。

※ データヘルス・ポータルサイト

<https://datahealth-portal.jp/>